

令和 8 年度第 9 回（令和 8 年 8 月 5 日）庁議提案

☒審議 ☐報告 ☐その他

担当部・課：保健福祉部子育て支援課〔内線 2 5 5 1〕

1 件名

放課後児童クラブ利用負担金及び利用時間の改定について

2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

放課後児童クラブ利用負担金（以下「利用負担金」という。）は、児童福祉法の改正により、平成 27 年度から対象児童が高学年まで拡充されたこと等により、放課後児童クラブの運営費の増加が課題となり、運営経費や公的負担金の考え方を踏まえた利用者負担金について、行財政改革推進プランに基づき検討し、令和 4 年度から、通年利用の利用負担金を見直したところであるが、近年の物価高騰等を踏まえ、コストに見合った受益者負担の適正化が必要となっている。

また、昨年実施したアンケートによる保護者ニーズの調査では、利用時間延長が必要と回答した保護者等が 7 割となっていることから、就労形態等の変化に対応した放課後児童クラブのサービスの充実を図ることも求められている。

【目的】

放課後児童クラブを安定的かつ効果的に継続する観点から、利用者負担の適正化を図り、併せて保護者ニーズに対応した開設時間の延長により、放課後児童クラブにおける環境の充実を図るもの。

3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令： ☒有 ☐無】

放課後児童健全育成事業実施要綱（令和 5 年こども家庭庁成育局長通知）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）

放課後児童クラブ運営指針（令和 7 年こども家庭庁成育局長通知）

石巻市放課後児童クラブ条例（平成 17 年石巻市条例第 146 号）

石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年石巻市条例第 42 号）

石巻市放課後児童クラブ条例施行規則（平成 17 年石巻市規則第 94 号）

【総合計画の位置付け： ☒有 ☐無】

第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいをもち自分らしく健康に暮らせるまち

第 1 節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実

【個別計画の位置付け： ☒有 ☐無】

石巻市こども計画

4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 4 年 4 月 通年利用の月額を 2,000 円から 3,000 円に改定

令和 7 年 7 月 夏季休業期間における利用時間の延長を試験的に実施し、実施期間終了後、アンケートにより保護者ニーズを調査

5 主な内容

① 利用負担金の改定

- ・年額 48,000 円を基本とし、12 月で除した月額を設定。
- ・月額利用者負担金の改定に合わせ、長期休業期間利用の負担金について見直し。
- ・利用申込み時に延長希望の有無を確認し、延長希望者については、一律の延長負担額を設定。

	月額	学年始休業 期間負担額	夏季休業 期間負担額	冬季休業 期間負担額	学年末休業 期間負担額	延長負担額
改定前	3,000 円	750 円	3,000 円	750 円	750 円	—
改定後	4,000 円	1,500 円	5,000 円	1,500 円	1,500 円	1,000 円

※同一世帯から2人以上の児童が利用する場合は、児童2人目以降の利用負担金額は半額とする。

※生活保護世帯、同居者全員が非課税でかつ、母子（父子）家庭、障害者（児）のいる世帯は免除。

② 利用時間の延長

	通常	延長（新設）
学校授業日（年間約180日）	13：00～18：00	18：00～18：30（30分）
長期休業日等（年間約70日）	8：00～18：00	7：30～8：00（30分）
		18：00～18：30（30分）

【利用負担金改定見込】

令和9年度以降、3年ごとに本市の財政状況や小学校の統廃合等に係る放課後児童クラブの現状を鑑み、利用負担金の適正化を図る。

6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

近年の物価高騰等による運営コストの増加に見合った受益者負担金の適正化が図られる。

【市財政への負担】

（歳入）30,863,000円の増

① 通年及び長期休業における利用負担金 24,699,000円増

② 利用時間延長における利用負担金 6,164,000円増

（歳出）14,400,000円の増

放課後児童クラブ運営委託料の増（利用時間延長分）

1支援当たり加算単価

年額：450千円×32施設（一部合同実施）＝14,400千円

（財源）放課後児童クラブ利用負担金

子ども・子育て支援交付金 国・県 各1／3

7 他の自治体の政策との比較検討

自治体名	開所時間			利用料金		
	通常	長期休業 学校休業日	延長	通常	夏季休業 のみ利用	延長
仙台市	放課後～18：00	8：00～18：00	18：00～19：15	3,000 円	3,000 円	1,000 円
東松島市	放課後～19：00	8：00～19：00		5,000 円	5,000 円	
登米市	放課後～18：30	7：30～18：30		3,000 円	7,200 円	
大崎市	放課後～19：00	7：30～19：00		4,000 円	6,000 円	
多賀城市	放課後～18：00	8：00～18：00	18：00～19：00	3,000 円	3,000 円	1,000 円
富谷市	放課後～18：00	8：00～18：00	18：00～19：00	3,000 円	5,000 円	1,000 円

8 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年9月 市議会第3回定例会に石巻市放課後児童クラブ条例の一部改正について提案
（施行予定年月日：令和9年4月1日）

10月 令和9年度放課後児童クラブ利用募集案内にて周知
（ホームページ、市報で周知）

9 その他